

NEWS LETTER

2月といえば立春。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。
風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2
2020



令和元年分の所得税 確定申告の留意点

4月より始まる中小企業に対する
時間外労働の上限規制

賃金改定を実施した
企業の割合は90%超に

浅井政晃税理士事務所
東京都大田区西蒲田7-9-4SSセブン西蒲田ビル5F
TEL : 03-6424-4677 / FAX : 03-6745-1745

令和元年分の所得税 確定申告の留意点

所得税及び復興特別所得税（以下、所得税）の確定申告時期となりました。令和元年分の申告を行うに当たっての留意点を、いくつかご案内します。

添付書類の省略

平成31年4月1日以後に提出する申告書から、次の書類の添付が不要となりました。

【添付不要となった書類】

1. 紹与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
2. 上場株式配当等の支払通知書
3. オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
4. 配当等とみなされる金額の支払通知書
5. 特定口座年間取引報告書
6. 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
7. 特定割引債の償還金の支払通知書
8. 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類

上記1.～5. の書類は、これまで電子申告を行った際に、“第三者作成書類”として特定事項の記載を行うことで、書類の保存義務はあるものの、提出は不要とされていたものです。今回の添付不要により、保存義務もなくなりました。

ただし申告書を作成するには、これらの書類が必要です。今後もこれらの書類を紛失等されないよう、ご留意ください。

■ 住宅ローン控除の拡充

消費税率の引き上げに伴い、住宅借入金等特別控除（以下、住宅ローン控除）が拡充されました。具体的には、令和元年10月1日から令和2年12月31までの居住、かつ、居住用物件に適用された消費税率が10%である場合には、控除期間が10年間から13年間へ3年間伸長され、一定の控除が受けられます。この場合、居住用物件の種類に応じた次の金額が控除限度額となります。

【伸長期間（11～13年目）各年の控除限度額】

1. 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合

- 次のいずれか少ない額
 ①年末残高等〔上限5,000万円〕×1%
 ②（住宅取得等対価の額※－消費税額〔上限5,000万円〕）×2%÷3

2. 上記1. 以外の住宅の場合

- 次のいずれか少ない額
 ①年末残高等〔上限4,000万円〕×1%
 ②（住宅取得等対価の額※－消費税額〔上限4,000万円〕）×2%÷3

（※）補助金及び住宅取得等資金贈与の額控除前

■ 仮想通貨に係る措置

ビットコインなどで知られる“仮想通貨”について、次の措置が講じられました。

1. 評価方法

これまで、仮想通貨の取得価額の算定には『移動平均法』を用いることを基本とし、継続適用を要件に、『総平均法』も認められていました。これが法制化され、原則として納税者が届出により選定した評価方法を用いて、



取得価額を算定することとなりました。選定できる評価方法は、次の2つです。

(1) 総平均法

(2) 移動平均法

仮に納税者が選定の届出をしなかった場合には、(1)の総平均法が評価方法となります。(2)の移動平均法を用いたい場合には、必ず届出をしなければなりません。

届出には次のとおり期限がありますが、令和元年分に関しては経過措置が設けられています。具体的には、平成31年4月1日時点での仮想通貨を有している場合は、平成31年4月1日にその仮想通貨を取得したものとして、令和元年分の確定申告期限（令和2年3月16日）までに届出書の提出を行えば、令和元年分の申告から選定した評価方法が認められます。

【仮想通貨の評価方法の届出書の提出期限】

仮想通貨を新たに取得した日又は従来取得している仮想通貨と種類が異なる仮想通貨を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出

2. 取得価額算定の例外

取得価額を算定する例外として、売買収入金額の100分の5相当額を取得価額とすることが認められることとなりました。

■是正を受けやすい申告誤り

税務署から是正の連絡を受けやすい申告誤りをいくつかご紹介します。

1. 配偶者や扶養親族の所得要件

特に、ご子息（ご息女）の年収合計が103万円を超えるケースにご留意ください。

2. 申告漏れ

(1) ふるさと納税返礼品

ふるさと納税の返礼品は、一時所得として課税対象となります。特に、返戻率の高い自治体への高額のふるさと納税にご留意ください。

(2) 保険の満期金、解約返戻金等

生命保険会社からの満期金や解約返戻金がある場合に、ご留意ください。

(3) 国外財産

特に、国外に口座のある預金利子などが、申告漏れになりやすいです。

(4) 還付加算金

過年分の確定申告で所得税の還付を受けた際に、利子相当分として『還付加算金』をあわせて受け取る場合があります。還付加算金は受け取った年分の雑所得として、課税対象となります。

■事業者にかかる消費税の取扱い

消費税の納税義務者である場合には、原則、令和元年10月1日以後の取引について、消費税率ごとに経理をする、“区分経理”が求められています。所得税とあわせてこちらもご留意ください。

なお、令和元年分の所得税及び消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定納期限及び口座振替日は、次のとおりです。期限内の納付あるいは振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定納期限	口座振替日
所得税	令和2年3月16日（月）	令和2年4月21日（火）
消費税※	令和2年3月31日（火）	令和2年4月23日（木）

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日あり

4月より始まる中小企業に対する時間外労働の上限規制

2019年4月より大企業に先行適用されていた時間外労働の上限規制が、いよいよ中小企業でも2020年4月より適用となります。そこで今回は、改めて上限規制の概要と実務上の注意点をとり上げます。

■時間外労働の上限規制とは

時間外労働は、限度基準があるものの罰則による強制力がなく、「時間外労働・休日労働に関する協定」（以下、36協定）に特別条項を設けることで、実質無制限に行わせることが可能でした。

それが以下のとおり、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに特別条項があっても上回ることのできない上限が設けられました。

＜時間外労働の上限＞

原則として月45時間・年360時間※であり、臨時的な特別の事情がなければ超えることができない。

※1年単位の変形労働時間制の場合、月42時間・年320時間

＜特別条項がある場合の上限＞

特別条項があるときでも、以下の①から④のすべてを満たす必要がある。

①時間外労働が年720時間以内

②時間外労働と法定休日労働の合計が月100時間未満

③時間外労働と法定休日労働の合計について、2ヶ月平均、3ヶ月平均、4ヶ月平均、5ヶ月平均、6ヶ月平均がすべて1ヶ月当たり80時間以内

④時間外労働が月45時間※を超えることができるのは年6ヶ月まで

※1年単位の変形労働時間制の場合、月42時間

＜罰則＞

6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

なお、この上限規制には、適用が猶予・除外される事業・業務があります。

■実務上の注意点

実務上特に注意が必要なのは、④です。1年のうち、少なくとも6ヶ月は時間外労働を月45時間以内に収めなければ、直ちに法違反となります。そのため、慢性的に時間外労働が月45時間を超えている場合は、時間外労働の削減に向けた取組を行いましょう。

また、②、③についても、前述のとおり特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と法定休日労働の合計は、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内にしなければなりません。

例えば、時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、

$$\begin{array}{l} \text{時間外労働} = 44\text{時間} \\ \text{法定休日労働} = 56\text{時間} \end{array} \quad] \quad \text{合計} 100\text{時間}$$

のように、合計が月100時間以上になると法律違反となります。

36協定届の新しい様式として、特別条項を設ける場合と設けない場合が用意されました。また、特別条項を設ける場合、「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」を定める必要があります。そして、この措置の実施状況に関する記録は、36協定の有効期間中と有効期間の満了後3年間保存することになっています。



賃金改定を実施した企業の割合は90%超に

依然として人手不足の状態にある企業が多い状況が続いている。そのため、従業員の定着や採用のために、賃上げや初任給の増額などを行う企業も増えていると思われます。ここでは2019年11月に発表された調査結果※から、企業の賃金改定の実施状況や改定額などをみていきます。

■ 賃金改定実施割合は90%超に

上記調査結果から、企業の賃金改定状況の推移をまとめると表1のとおりです。

【表1】賃金改定の実施状況の推移 (%)

	引き上げた企業	引き下げた企業	実施しない	未定
2010年	74.1	4.5	17.2	4.3
2011年	73.8	4.4	18.4	3.4
2012年	75.3	3.9	15.2	5.6
2013年	79.8	2.5	12.9	4.7
2014年	83.6	2.1	9.7	4.6
2015年	85.4	1.2	8.4	5.0
2016年	86.7	0.8	7.1	5.4
2017年	87.8	0.2	6.3	5.7
2018年	89.7	0.4	5.9	4.0
2019年	90.2	0.0	5.4	4.3

厚生労働省「令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業（以下、引き上げた企業）の割合は高まり

続け、2019年はついに90.2%に達しました。一方、1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業（以下、引き下げた企業）の割合は、2016年以降は1%未満が続いている。

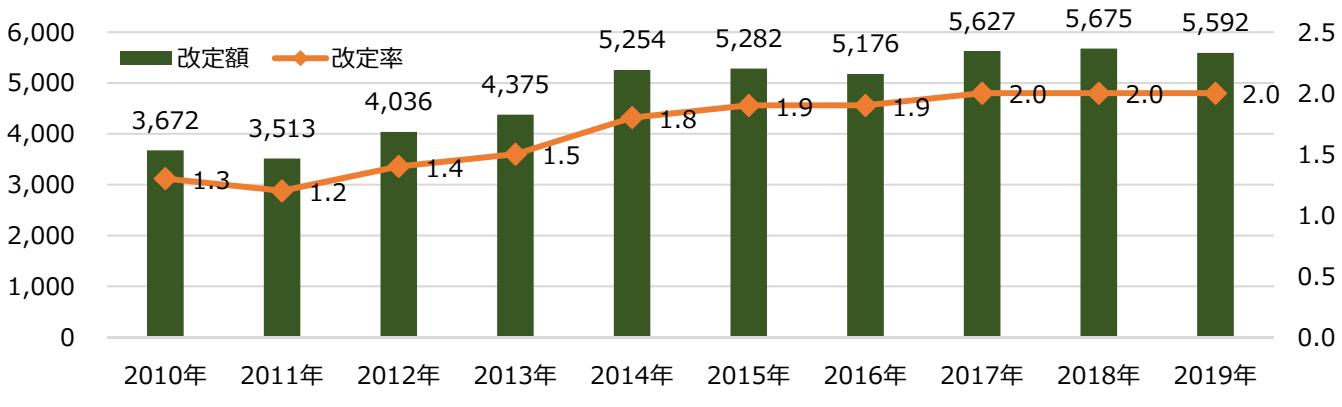
なお、賃金改定を実施しない企業の割合は、2011年は18.4%でしたが、2019年には5.4%にまで低下しています。

■ 1人平均賃金改定率は2%に

直近10年間の1人平均賃金の改定額と改定率をまとめると、下グラフのとおりです。

1人平均賃金の改定額は、2012年には4,000円を超え、2014年以降は5,000円台で推移しています。特に2017年以降は、5,500円を超える額で推移しています。改定率も2017年以降は2.0%になりました。

1人平均賃金の改定額と改定率の推移（円、%）



■産業別の賃金改定状況

2019年の産業別の賃金改定状況をまとめると表2のとおりです。

【表2】2019年の産業別賃金改定の実施状況 (%)

	引き上げた	引き下げた	実施しない	未定
鉱業、採石業、砂利採取業	90.0	-	-	10.0
建設業	100.0	-	-	-
製造業	94.0	0.0	4.3	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-
情報通信業	97.2	-	2.1	0.7
運輸業、郵便業	88.7	-	9.8	1.5
卸売業、小売業	91.4	-	3.8	4.8
金融業、保険業	89.4	1.0	9.2	0.4
不動産業、物品賃貸業	88.2	-	5.3	6.5
学術研究、専門・技術サービス業	97.5	-	2.5	-
宿泊業、飲食サービス業	79.9	-	11.3	8.8
生活関連サービス業、娯楽業	89.7	-	3.2	7.2
教育、学習支援業	82.4	2.6	9.3	5.6
医療、福祉	86.5	-	6.7	6.7
サービス業(他に分類されないもの)	77.7	-	8.5	13.8

厚生労働省「令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

回答企業のうち、建設業と電気・ガス・熱供給・水道業は1人平均賃金を引き上げた割合が100%となりました。一方で、宿泊業、飲食サービス業とサービス業(他に分類されないもの)は80%を下回りました。

■産業別の改定額と改定率

1人平均賃金の改定額が決定している企業の改定額と改定率を、産業別に2年分をまとめると表3のとおりです。2019年の改定額は3,000~9,000円台まで、幅があります。学術研究、専門・技術サービス業が9,165円で最も高くなりました。建設業も8,000円を超え

ています。一方で医療、福祉が3,798円で最も低く、4,000円台の産業は5業種ありました。

2019年の改定率は、建設業と学術研究、専門・技術サービス業が2.4%で最も高くなりました。一方、金融業、保険業が1.4%で最も低くなりました。

2018年からの増減では、7産業が増加、6産業が減少しています。

【表3】産業別1人平均改定額と改定率(円、%)

	改定額		改定率	
	2018年	2019年	2018年	2019年
鉱業、採石業、砂利採取業	6,554	7,125	1.9	2.1
建設業	7,361	8,261	2.2	2.4
製造業	6,326	5,724	2.2	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	4,366	5,023	1.5	1.6
情報通信業	6,056	6,705	1.8	2.1
運輸業、郵便業	4,434	4,777	1.7	1.9
卸売業、小売業	4,951	5,401	1.8	1.9
金融業、保険業	6,233	5,585	1.8	1.4
不動産業、物品賃貸業	8,218	6,909	2.5	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	8,746	9,165	2.4	2.4
宿泊業、飲食サービス業	4,643	4,163	2.0	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	4,929	4,306	2.0	1.9
教育、学習支援業	5,786	4,696	2.0	1.7
医療、福祉	3,632	3,798	1.7	1.8
サービス業(他に分類されないもの)	3,889	4,026	1.7	1.7

厚生労働省「令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

業種によって賃金改定の状況はさまざまです。全体的には2019年に改定額は減少、改定率は3年連続で増減なしで、増加傾向が落ち着いてきているともいえそうです。2020年はどうなるでしょうか。

(※) 厚生労働省「令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

日本標準産業分類の15大産業に属する会社組織の民営企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業を調査対象とし、そのうち産業、企業規模別に抽出した約3,500社を調査対象として2019年8月に行われた調査です。ここで紹介したデータは、常用労働者100人以上の企業（調査対象企業数は3,224社、有効回答企業数は1,647社）について集計したものです。数値は四捨五入の関係で100にならないことがあります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/19/index.html>

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

2020年2月

お仕事備忘録

1. 固定資産税の納付（第4期分）

2. 確定申告（書面）の受付開始

3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

5. 天皇誕生日

6. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

7. 新入社員の受入準備

1. 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

2. 確定申告（書面）の受付開始

令和元年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月16日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし、振替納付の場合の振替日は4月21日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月23日です。

3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

2014年（平成26年）4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。従来よりある6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

5. 天皇誕生日

天皇陛下のご即位により、2020年（令和2年）から天皇誕生日が2月23日となります。今年は2月23日が日曜日にあたるため、翌24日が振替休日として国民の祝日になります。

6. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、業績資料から原資の検討、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を開始しましょう。

7. 新入社員の受入準備

4月に新入社員を受け入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給貸与品の手配、研修の企画等、受入準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。



2020.2

2月は日にちが少ないとから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	土	友引	
2	日	先負	
3	月	仏滅	●贈与税の申告書（書面）の受付開始（～3月16日） ●贈与税の納付（～3月16日）
4	火	大安	立春
5	水	赤口	
6	木	先勝	
7	金	友引	
8	土	先負	
9	日	仏滅	
10	月	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（1月分）
11	火	赤口	建国記念の日
12	水	先勝	
13	木	友引	
14	金	先負	●労働保険料の支払（第3期分※口座振替を利用する場合） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分※口座振替を利用する場合）
15	土	仏滅	
16	日	大安	
17	月	赤口	●所得税確定申告（書面）の受付開始（～3月16日） ●所得税確定申告税額の延納届出（～3月16日） ●所得税及び復興特別所得税の納付（～3月16日※現金納付の場合）
18	火	先勝	
19	水	友引	雨水
20	木	先負	
21	金	仏滅	
22	土	大安	
23	日	赤口	天皇誕生日
24	月	友引	振替休日
25	火	先負	
26	水	仏滅	
27	木	大安	
28	金	赤口	
29	土	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（1月分）（3月2日期限） ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで